

## 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会 審査基準専門委員会の開催について

平成24年11月12日（月）に第8回審査基準専門委員会を開催し、「発明の単一性の要件」、「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の審査基準の見直しについて、以下の指摘を踏まえた検討を行う。

- (1) 発明の単一性の要件・発明の特別な技術的特徴を変更する補正（以下「シフト補正」という。）に関する現行運用においては、審査対象となる範囲が狭くなる場合があり、特許される可能性のある発明について十分な保護が得ることができないケースがある。
- (2) 発明の単一性の要件を満たさないことや、補正がシフト補正に該当することは、無効理由となっていないことに鑑み、柔軟に判断するべきである。

<今後のスケジュール（案）>

第8回審査基準専門委員会（平成24年11月12日（月）開催予定）

第9回審査基準専門委員会（日程調整中）

（参考）審査基準専門委員会の設置の経緯

特許庁が設置した「イノベーションと知財政策に関する研究会」の報告書において、「審査基準を恒常的に見直し、特許制度の安定性を高めるために透明で予見性の高い特許審査メカニズムを構築する」ことが提言され、また、「知的財産推進計画2008」においても、「特許の審査基準に関する検討手続の透明性の一層の向上を図りつつ、審査基準を、技術、産業及び国際的な動向に適切に対応し、審査、審判、裁判における判断の調和に資するものとするために、司法関係者、弁理士、法学者、経済学者、科学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会」を設置し、審査基準を定期的に点検する」こととされた。

そこで、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に、審査基準専門委員会を設置し、イノベーションの促進、国際調和の促進等、技術や産業の動向を踏まえつつ、審査基準の在り方について検討することとした。